

平成25年3月19日

〒467-0042
名古屋市瑞穂区八勝通三丁目7番2号
株式会社 ブライト・トゥー・ビー 御中

特定非営利活動法人
あいち消費者被害防止ネット
理事長 杉 浦
(連絡先) 〒460-0002
名古屋市中区丸の内2-18
三博ビ
事務局長 外 山
TEL : 052-265-9
FAX : 052-265-9259

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

さて、今般、貴社が定型で利用されている契約書（挙式・ご披露宴成約申込規約平成23年10月16日改訂版）につき、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、消費者契約法その他の法律等に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成25年4月25日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 第7条 お客様によるお取消

すでにご契約をいただいた挙式・ご披露宴のお取消は、弊社に営業機会の喪失という損害が生じるため、お内金とは別に、下記のお取消料とそれまでに要した実費を申し受けます。実費総額にはお申し込みされた商品の全てが含まれます。

取消日のご披露宴当日より起算して ご披露宴予定日の180日前まで	お取消料
179日前～150日前まで	実費総額 実費総額と¥50,000
149日前～120日前まで	実費総額と¥100,000
119日前～90日前まで	実費総額と¥200,000
89日前～60日前まで	実費総額と¥300,000
59日前～30日前まで	実費総額と¥350,000
29日前～20日前まで	実費総額と¥400,000
19日前～10日前まで	概算見積金額の70% (最低金額¥500,000)
9日前～当日まで	概算見積金額全額

注) 商品によってはお取消時期に関わらずキャンセル料がかかる場合もあります

注) ご契約後に挙式・ご披露宴の日時を延期された場合、そのキャンセル料は始めにご契約頂いた日時を基準とさせていただきます

1 申入れの趣旨

各取消時期における挙式・披露宴の取消料を定める部分について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう見直しをしてください（注意書き部分の見直しを含む）。

2 申し入れの理由

(1) 消費者契約法9条1号

消費者契約法9条1号は、解除に伴って生じる平均的な損害を超える損害賠償の予定又は違約金を定める条項は、その超える部分について無効と定めています。本条項は、挙式・披露宴開催契約の解除に伴う損害賠償の額を予定又は

違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、貴社に生ずべき平均的損害の額を超えて消費者に取消料を負担させることとなる部分については無効となります。

(2) 社団法人日本ブライダル事業振興協会モデル約款

本条項が有効か否かを判断するにあたっては、挙式・披露宴の取消によって貴社に生じる平均的な損害をいくらと考えるかが問題となりますが、社団法人日本ブライダル事業振興協会モデル約款（以下、「モデル約款」といいます。）のキャンセル料規定が一つの指標となります（念のためお断りしておく、当法人は、必ずしも同約款が平均的損害の額を超えない額を定めた規定であるとは考えていません）。

そして、同約款は、挙式・披露宴のキャンセル料について、以下のとおり定めています。

期間	キャンセル料
申込日～365 日前	申込金の 25%または 3 万円のいずれか低い額まで
364 日～180 日前	申込金の 50%まで及び印刷物等の実費
179 日～150 日前	申込金の全額及び印刷物等の実費
149 日～120 日前	お見積額（サービス料を除く）の 10%まで及び印刷物等の実費
119 日～90 日前	お見積額（以下同じく、サービス料を除く）の 20%まで及び印刷物等の実費
89 日～60 日前	お見積額の 30%まで及び印刷物等の実費
59 日～30 日前	お見積額の 40%まで及び印刷物等の実費
29 日～10 日前	お見積額の 45%まで及び印刷物等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額
9 日～前日まで	お見積額の 45%まで及び納品済み物品等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額
当日	お見積額の全額

(3) 本条項とモデル約款との比較

ア 申込日～180 日前まで

モデル約款にいう申込金とは、本件挙式・ご披露宴成約申込規約（以下「本件規約」といいます。）第 3 条規定の「お内金 10 万円」と考えられるところ、本条項は「お内金とは別に」取消料を支払う旨規定しているため、消費者が披

露宴予定日の180日前までに取消す場合は、申込金全額の100,000円（と実費総額）を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、申込日～365日前までの取消の場合は、25,000円まで、364日前～180日前までの取消の場合は、50,000円及び印刷物等の実費が取消料の上限となりますので、少なくとも同額を上回る部分について、本条項は無効です。

また、本条項には、「実費総額にはお申し込みされた商品の全てが含まれます」と規定されていますが、そもそもこの中に何が含まれるのかが明確ではありません。例えば、披露宴予定日の180日前の時点で申込みの取消をした場合は、解約料がかかることは通常考えられないことから、貴社に生じる損害は、現に貴社が負担済みの印刷物等の実費以外にないというべきです。

したがって、本条項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

イ 179日前～150日前まで

本条項によれば、179日前～150日前までの取消の場合、消費者は、150,000円と実費総額の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款の基準によれば、179日前～150日前までの取消の場合は、100,000円及び印刷物等の実費が取消料の上限となりますので、少なくとも同額を上回る部分について、本条項は無効です。

ウ 149日前～120日前まで

本条項によれば、149日前～120日前までの取消の場合、消費者は、200,000円と実費総額の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款によれば、149日前～120日前までの取消の場合は、お見積額の10%まで及び印刷物等の実費が取消料の上限となることから、見積額が200万円を下回る場合には、本条項はモデル約款の基準を上回る損害額を定める規定となります。

したがって、少なくとも、見積額が同金額を下回る場合に、消費者に平均的な損害額を超える取消料を負担させることとなる部分について、本条項は無効というべきです。

エ 119日前～90日前まで

本条項によれば、119日前～90日前までの取消の場合、消費者は、300,000円と実費総額の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款の基準によれば、119日前～90日前までの取消の場合は、お見積額の20%まで及び印刷物等の実費が取消料の上限となることから、見積額が150万円を下回る場合には、本条項はモデル約款の基準を上回る損害額を定め

る条項となります。

したがって、少なくとも、見積額が同金額を下回る場合に、消費者に平均的な損害額を超える取消料を負担させることとなる部分について、本条項は無効というべきです。

オ 89日前～60日前まで

本条項によれば、89日前～60日前までの取消の場合、消費者は、400,000円と実費総額の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款によれば、89日前～60日前までの取消の場合は、お見積額の30%まで及び印刷物等の実費が取消料の上限となることから、見積額が約133万円を下回る場合には、本条項はモデル約款の基準を上回る損害額を定める規定となります。

したがって、少なくとも、見積額が同金額を下回る場合に、消費者に平均的な損害額を超える取消料を負担させることとなる部分について、本条項は無効というべきです。

カ 59日前～30日前まで

本条項によれば、59日前～30日前までの取消の場合、消費者は、450,000円と実費総額の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款によれば、59日前～30日前までの取消の場合は、お見積額の40%まで及び印刷物等の実費が取消料の上限となることから、見積額が約112万円を下回る場合には、本条項はモデル約款の基準を上回る損害額を定める規定となります。

したがって、少なくとも、見積額が同金額を下回る場合に、消費者に平均的な損害額を超える取消料を負担させることとなる部分について、本条項は無効というべきです。

キ 29日前～20日前まで

本条項によれば、29日前～20日前までの取消の場合、消費者は、500,000円と実費総額の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款によれば、29日前～20日前までの取消の場合は、お見積額の45%まで及び印刷物等の実費が取消料の上限となることから、見積額が約111万円を下回る場合には、本条項はモデル約款の基準を上回る損害額を定める規定となります。

したがって、少なくとも、見積額が同金額を下回る場合に、消費者に平均的な損害額を超える取消料を負担させることとなる部分について、本条項は無効というべきです。

ク 19日前～10日前まで

本条項によれば、19日前～10日前までの取消の場合、消費者は、概算見積額の70%（最低金額500,000円）及び内金100,000円の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款によれば、19日前～10日前までの取消の場合、お見積額の45%まで及び印刷物等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額が取消料の上限となることから、実費及び解約料の金額によるものの、本条項はモデル約款の基準を上回る損害額を定める規定となる可能性が極めて高いというべきです。

したがって、少なくとも、モデル約款の基準を上回り、消費者に平均的な損害額を超える取消料を負担させることとなる部分について、本条項は無効というべきです。

ケ 9日前～当日まで

本条項によれば、9日前～当日までの取消の場合、消費者は、概算見積額全額及び内金10万円の取消料を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款によれば、9日前～前日までの取消の場合、お見積額の45%まで及び納入済み物品の実費、並びにその他外注品等の解約料の額までが取消料の上限となることから、本条項はモデル約款の基準を上回る損害額を定める規定となっています。

したがって、少なくとも、モデル約款の基準を上回り、消費者に平均的な損害額を超える取消料を負担させる部分について、本条項は無効というべきです。

また、本条項のうち、当日の取消料を定める部分についても、モデル約款に比し、内金額100,000円分は明らかに上回っています。また、当日に取消がなされた場合でも、例えば、未提供の飲料類や役務、他の消費者への転用が可能な商品については、貴社に損害は生じないというべきです。したがって、当日の取消につき、概算見積金額全額を取消料とする規定は、貴社に生じる平均的な損害の額を上回る部分について無効といわざるを得ません。

コ 注意書き部分

加えて、本条項注意書き部分と本件規約第8条を併せて読むと、消費者が、契約後に挙式等を延期した場合も、（内金を除き）当初契約した挙式等の日時を基準に取消の場合と同額の取消料を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、延期の場合は、取消の場合と異なり、後日挙式・披露宴が開催される際にそのまま使用、流用できる物品、役務が多いことが通常であることから、取消の場合に比して貴社に生じる平均的な損害の額は小さいと考えられます。

にもかかわらず、延期の場合にも、当初契約した挙式などの日時を基準に、取消の場合と同額の取消料を定めている本条項注意書き部分は、消費者に貴社に生じる平均的な損害額を超える取消料を負担させることとなる部分について、無効というべきです。

(4) まとめ

以上より、当法人は、貴社に対し、本条項の定める各取消時期の取消料につき、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう見直しを求めます（注意書き部分の見直しを含む）。

第2 第8条 期日変更

すでにご契約をいただいた挙式・ご披露宴の期日を変更なされる場合、前項と同じく、弊社に営業機会の喪失という損害が生じるため、前項のお取消料とそれまでに要した実費を申し受けます。ただし、お内金は改められたご披露宴のお内金に移行させていただきます。

尚、期日変更可能期限は、ご変更申立日より1年3ヶ月以内とし、それを超える場合はお取消扱いと致します。

1 申入れの趣旨

各期日変更時期における挙式・披露宴の取消料について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう見直しをしてください。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法9条1号

本条項は、挙式・披露宴開催契約の期日変更（当初開催日における同開催契約の解除と変更後開催日における同開催契約の締結）に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者にキャンセル料を負担させることとなる部分については、消費者契約法9条1号に反し、無効となります。

(2) 期日変更の場合と取消の場合との比較

本条項は、期日変更となった場合と取消となった場合の取消料を同額と定めていますが（ただし、第7条のお取消料とそれまでに要した実費、という記載の趣旨が不明瞭です。）、期日変更となった場合には、取消の場合と異なり、

後日挙式・披露宴が開催される際にそのまま使用、流用できる物品、役務が多いため、外注品の解約その他は必要なく、取消の場合に比して貴社に生じる平均的損害の額は小さいと考えられます。

にもかかわらず、期日変更の場合にも、第7条の定める取消料と同額の取消料を定めている本条項は、消費者に貴社に生じる平均的な損害額を超える取消料を負担させることとなる部分について、無効です。

(3) まとめ

したがって、当法人は、貴社に対し、各期日変更時期における挙式・披露宴の取消料について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう見直しを求めます。

第3 第9条 衣装の取消料

販売商品に関しましてはご契約から一週間がクーリングオフ期間となり、8日以降契約決定と致しまして業者へ発注致します。

クーリングオフ期間後販売商品はキャンセルできかねます。キャンセルの場合は商品の全額を申し受けます。

レンタル商品に関しましてクーリングオフ期間としてご契約日より一週間以内のキャンセルは無料とさせていただきます。8日以降契約決定となります。契約後のキャンセルは下記のお取消料を申し受けます。

取消日のご使用日より起算して	お取消料
ご契約後8日以降～ご使用予定日の30日前まで	商品レンタル価格の50%
29日前～挙式当日	商品レンタル価格全額

レンタル商品に関してのご契約後のご衣裳の変更は可能となります。

レンタル商品におけるご使用中の紛失・汚損・その他事故を生じた場合は補償の実費総額を申し受けます。

1 申入れの趣旨

レンタル商品につき、各取消時期における取消料を定める部分について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう見直しをしてください。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法 9 条 1 号

本条項は、レンタル契約の解除に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、貴社に生ずべき平均的損害の額を超えて消費者に取消料を負担させることとなる部分については、消費者契約法 9 条 1 号に反し、無効となります。

(2) 本条項の検討

ア ご契約後 8 日以降～ご使用予定日の 30 日前まで

本条項は、レンタル契約後 8 日以降～使用予定日の 30 日前までの取消料につき、商品レンタル価格の 50%とする旨定めているため、例えば、消費者が使用予定日の半年以上前に取消をした場合でも、消費者は商品レンタル価格の 50%を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、使用予定日の半年も前に取消がされた場合には、貴社には、他の消費者に当該レンタル商品を貸すことのできる営業機会が十分保障されており、貴社の損害を観念する余地はないといえます。

また、仮に 30 日前の取消の場合であっても、補正の必要がない又は簡単な補正で足りるレンタル商品の場合(貸し出しのサイクルが比較的短い商品の場合)には、他の消費者への営業機会の喪失に対する影響は極めて小さく、貴社に商品レンタル価額の 50%もの損害が生じるとは考えられません。

したがって、いかなるレンタル商品についても、ご契約後 8 日以降、使用予定日の 30 日前までの取消料を、商品レンタル価格の 50%とする本条項は、貴社に生じる平均的損害を超える部分につき、無効です。

イ 29 日前～挙式当日

また、本条項は、29 日前～挙式当日までの取消料につき、一律に商品レンタル価格全額としていますが、やはり、貸し出しのサイクルが比較的短い商品の場合には、他の消費者への営業機会の喪失に対する影響は小さい上、仮に当日に取消がされた場合でも、着用していないために不要となるクリーニング代等の費用もあり、貴社に商品レンタル価額全額の損害が生じるとは考えられません。また、貴社に生じる平均的損害の額が、29 日前の取消と挙式当日の取消とで同じになるとは到底考えられません。

したがって、29 日前から挙式当日までの取消料を、レンタル商品価格全額とする本条項は、貴社に生じる平均的損害を超える部分につき、無効です。

(3) まとめ

以上より、当法人は、貴社に対し、レンタル商品につき、各取消時期におけ

る取消料を定める部分について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう見直しを求めます。

第4 第20条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、弊社本店の所在地を管轄する裁判所で行うこととさせていただきます。

1 申入れの趣旨

本条項を削除してください。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法10条

消費者契約法10条は、民法商法その他の法律の規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものは無効と定めています。

(2) 本条項の検討

本条項は、貴社と消費者との間の挙式・披露宴開催契約又は衣裳のレンタル契約等に関する訴訟は、貴社本店の所在地を管轄する裁判所で行うことと規定していますが、本条項の文言からは、同訴訟について、貴社本店所在地を管轄する裁判所に管轄を限定する趣旨なのか、他の裁判所の管轄を排除しない趣旨なのか明らかではありません。

この点、仮に本条項が、他の裁判所の管轄を排除するものだとすると、本条項は、消費者が他の裁判所で訴訟を提起できる場合を規定する民事訴訟法5条の場合に比して、消費者の権利を制限する条項といえます。

また、貴社の挙式・ご披露宴成約申込規約は、定型書式であって、消費者は同規約をそのまま受け入れなければ貴社と契約をできないと考えられること、貴社は、資本金3000万円、売上高12億5000万円(2011年9月期)

(貴社HPによる)を誇る企業であり、個々の消費者とは、訴訟の理解度や情報量、経済力において比較にならないほど優位になっていることからすると、仮に本条項が他の裁判所の管轄を排除するものとした場合、本条項は信義則に反し、消費者の利益を一方的に害する条項といえます。

(3) まとめ

したがって、当団体は、貴社に対し、本条項を削除することを求めます。

以 上